

労働基準関係法令違反に係る公表事案

岩手労働局

最終更新日：令和8年2月28日

企業・事業場名称	所在地	公表日	違反法条	事案概要	その他参考事項
小川木工所	岩手県盛岡市	R7.9.18	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第123条	木材加工用丸のご盤に歯の接触予防装置を設けていなかったもの	R7.9.18送検
(有)ふじ美苑	岩手県盛岡市	R7.11.25	最低賃金法第4条	労働者5名に、4か月間の定期賃金合計約204万円を支払わなかったもの	R7.11.25送検
(有)高農産業	岩手県八幡平市	R7.12.9	労働安全衛生法第20条 労働安全衛生規則第27条	車両系建設機械について、厚生労働大臣が定める規格を具備していないものを使用したもの	R7.12.9送検
下館建設(株)	岩手県久慈市	R8.2.3	労働安全衛生法第21条 労働安全衛生規則第521条	高さ2メートル以上の場所で作業を行わせる際に、要求性能墜落制止用器具等を安全に取り付けるための設備等を設ける措置を講じていなかったもの	R8.2.3送検